

**【共通】工事成績採点の審査項目別運用表(総括・主任監督員)**

別紙3-1【土木建築共通】

工事名:

1/2  
総括・主任監督員

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備	工程管理が不備
	<p>評価項目の場合は「1」を入力する。</p> <p>災害又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、工期内に工事を完成させた。</p> <p>隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</p> <p>地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</p> <p>代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が適切に行われた。</p> <p>配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</p> <p>その他 理由:</p>	<p>計 0</p> <p>該当項目が4個以上・・・a 該当項目が3個・・・・・・・b 該当項目が2個以下・・・c</p>	<p>該当</p> <p>該当する場合は「1」を入力する。</p> <p>文書で改善指示を行った。</p> <p>上記該当・・・d</p>	<p>該当</p> <p>該当する場合は「1」を入力する。</p> <p>請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。</p> <p>上記該当・・・e</p>		
	III. 安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備	安全対策が不備
	<p>評価項目の場合は「1」を入力する。</p> <p>建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</p> <p>安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</p> <p>安全衛生管理活動が活発で、他の模範となっている。</p> <p>安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</p> <p>安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。</p> <p>快適な職場の形成や安全職場実現への取り組みが積極的に行われている。</p> <p>その他 理由:</p>	<p>計 0</p> <p>該当項目が4個以上・・・a 該当項目が3個・・・・・・・b 該当項目が2個以下・・・c</p>	<p>該当</p> <p>該当する場合は「1」を入力する。</p> <p>文書で改善指示を行った。</p> <p>上記該当・・・d</p>	<p>該当</p> <p>該当する場合は「1」を入力する。</p> <p>安全対策の不備により重大な災害等を受けた。</p> <p>上記該当・・・e</p>		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	a	b	c	d	e
		地域貢献が非常に優れている	地域貢献がやや優れている	他の事項に該当しない		
	<p>評価項目の場合は「1」を入力する。</p> <p>周辺地域等の環境保全、動植物への保護等に積極的に取り組んだ。</p> <p>現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との環境に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p>定期的に広報誌や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>地域に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。</p> <p>災害時等に地域への援助、救援活動に積極的に協力した。</p> <p>環境負荷の少ない材料や施工方法の自発的な採用等、地球環境にやさしい具体的な取り組みを行った。</p> <p>その他 理由:</p>	<p>計 0</p> <p>該当項目が3個以上・・・a 該当項目が2個・・・・・・・b 該当項目が1個以下・・・c</p>				

**【共通】工事成績採点の考査項目別運用表(総括・主任監督員)**

別紙3-2【土木建築共通】

工事名:

2/2  
総括・主任監督員

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																			
7. 法令遵守等	<p>該当 <b>該当項目一つに「1」を入力する。</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指名停止3月以上</td><td align="right">-20点</td></tr> <tr><td>指名停止2月以上3月未満</td><td align="right">-15点</td></tr> <tr><td>指名停止1月以上2月未満</td><td align="right">-13点</td></tr> <tr><td>指名停止2週間以上1月未満</td><td align="right">-10点</td></tr> <tr><td>文書注意</td><td align="right">-8点</td></tr> <tr><td>口頭注意</td><td align="right">-5点</td></tr> <tr><td>工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。</td><td align="right">-3点</td></tr> <tr><td>その他 理由:</td><td align="right">0点</td></tr> <tr><td>該当項目なし</td><td align="right">±0点</td></tr> </table>	指名停止3月以上	-20点	指名停止2月以上3月未満	-15点	指名停止1月以上2月未満	-13点	指名停止2週間以上1月未満	-10点	文書注意	-8点	口頭注意	-5点	工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。	-3点	その他 理由:	0点	該当項目なし	±0点	
	指名停止3月以上	-20点																		
指名停止2月以上3月未満	-15点																			
指名停止1月以上2月未満	-13点																			
指名停止2週間以上1月未満	-10点																			
文書注意	-8点																			
口頭注意	-5点																			
工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。	-3点																			
その他 理由:	0点																			
該当項目なし	±0点																			
	<p>① 本評価項目で評価する事例は、「評価する工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合」に適用する。</p> <p>② 「評価する工事の施工にあたり」とは、請け負った工事の請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従業員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 当該工事を請け負った後に、指名停止の事実が生じた場合にマイナス評価を行うこと。</p> <p><b>【上記で評価する場合の適応事例】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札前に提出した調査資料が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>2 承諾なしに権利義務等を第三者に譲渡又は承継を行った。</li> <li>3 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等をされた。</li> <li>4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は控訴された。</li> <li>6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)</li> <li>7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等をされた。</li> <li>8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等をされた。</li> <li>9 監督又は検査の実施にあたり職務の執行を妨げ、又は不当な政治力等の圧力をかけて妨害した。</li> <li>10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日に行っていない。若しくは不当に下請代金の額を減じている。又はそれに類する行為がある。</li> <li>11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等をされた。</li> <li>12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は暴力団対策法第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14 安全管理の措置が不適切であったために、工事関係者若しくは公衆に死傷者を生じさせた、又は公衆に重大な損害を与えた。</li> <li>15 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。</li> <li>16 その他 理由:</li> </ol>																			
8. 働き方改革特別加算	<p>該当 <b>該当項目一つに「1」を入力する。</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td align="center">週休2日等の達成状況</td> <td align="center">点数</td> </tr> <tr> <td>完全週休2日を達成</td> <td align="right">2点</td> </tr> <tr> <td>週休2日相当を達成</td> <td align="right">1点</td> </tr> <tr> <td>達成せず</td> <td align="right">0点</td> </tr> </table>	週休2日等の達成状況	点数	完全週休2日を達成	2点	週休2日相当を達成	1点	達成せず	0点											
	週休2日等の達成状況	点数																		
	完全週休2日を達成	2点																		
	週休2日相当を達成	1点																		
達成せず	0点																			